

令和5年12月1日
四国電力送配電株式会社

託送供給等約款の変更認可申請について

当社は、本日、電気事業法第18条第1項^{※1}に基づき、「託送供給等約款^{※2}」の変更認可申請を経済産業大臣に行いました。

今回の変更認可申請では、令和6年度から「発電側課金^{※3}」が導入されることを踏まえ、発電者に向けた料金（発電側料金）を新たに設定するとともに、小売電気事業者に向けた料金（需要側料金）の見直しを行いました。

なお、託送料金単価の設定にあたっては、本年11月に変更承認を受けた託送供給等に係る収入の見通し（本年11月24日お知らせ済み）を反映しています。

変更認可申請を行った託送供給等約款については、今後、経済産業省等による審査を受けるものであり、今後の審査に真摯に対応してまいります。

○主な変更内容

（1）託送料金単価の見直し <令和6年4月1日のご利用分から適用>

<発電側料金>

46 銭/kWh

<需要側料金>

- ・低圧 : 9円22銭/kWh (▲50銭/kWh)
- ・高圧 : 4円20銭/kWh (▲61銭/kWh)
- ・特別高圧 : 1円97銭/kWh (▲41銭/kWh)

(注) 平均単価。消費税等相当額を含まない。() 内には、変更額を内数として記載。

（2）供給条件の見直し

発電側料金に係る契約、料金の算定・支払い等の供給条件を新たに設定しました。

また、業務運営の効率化を図る観点から、令和7年3月31日をもって、自然災害などの原因で一定時間以上の停電があった場合に実施している需要側料金の割引(制限中止割引)を廃止いたします。

○実施日

令和6年4月1日を予定しています。

- ※1：一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。
- ※2：小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたもの。
- ※3：システムの効率利用とともに、再生可能エネルギーの導入拡大等に向けた送配電設備の維持・拡充を効率的かつ確実にを行う観点から、託送料金の一部を系統利用者である発電者に直接ご負担いただく制度。

○別紙

託送供給等約款（令和6年4月1日実施）における託送料金単価

以 上

託送供給等約款（令和6年4月1日実施）における託送料金単価

1. 接続送電サービス

(単位：円)

契約種別				単位	料金単価		
					新単価 (消費税等相当額含む)	旧単価 (消費税等相当額含む)	
低 圧	電灯定額 接続送電 サービス	電灯料金	10W まで	1 灯	38.28	40.46	
			10W をこえ 20W まで	1 灯	76.56	80.92	
			20W をこえ 40W まで	1 灯	153.12	161.84	
			40W をこえ 60W まで	1 灯	229.68	242.76	
			60W をこえ 100W まで	1 灯	382.81	404.59	
			100W をこえる 50W までごとに	1 灯	191.40	202.30	
		小型 機器料金	50VA まで	1 機器	114.33	120.85	
			50VA をこえ 100VA まで	1 機器	228.68	241.69	
			100VA をこえる 50VA までごとに	1 機器	114.33	120.85	
	電灯標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量 契約	最初の 6kW まで	1 契約	363.00	363.00
				6kW をこえる 1kW につき	1 kW	121.00	121.00
		主開 閉器 契約	最初の 6kVA まで	1 契約	297.00	297.00	
			6kVA をこえる 1kVA につき	1 kVA	99.00	99.00	
		電力量料金			1 kWh	8.82	9.38
	電灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量 契約	最初の 6kW まで	1 契約	363.00	363.00
				6kW をこえる 1kW につき	1 kW	121.00	121.00
			主開 閉器 契約	最初の 6kVA まで	1 契約	297.00	297.00
				6kVA をこえる 1kVA につき	1 kVA	99.00	99.00
		電力量料金	昼間時間	1 kWh	9.50	10.15	
			夜間時間	1 kWh	8.11	8.59	
		電灯従量接続送電サービス				1 kWh	14.77

(単位：円)

契約種別				単位	料金単価		
					新単価 (消費税等相当額含む)	旧単価 (消費税等相当額含む)	
低 圧	動力標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	554.40	554.40	
			主開閉器契約	1 kW	454.30	454.30	
		電力量料金		1 kWh	5.97	6.81	
	動力 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	554.40	554.40	
			主開閉器契約	1 kW	454.30	454.30	
		電力量 料金	昼間時間	1 kWh	6.44	7.35	
			夜間時間	1 kWh	5.51	6.25	
動力従量接続送電サービス				1 kWh	15.06	15.90	
高 圧	高圧標準 接続送電 サービス		基本料金	1 kW	712.80	712.80	
			電力量料金	1 kWh	2.01	2.73	
	高圧 時間帯別 接続送電 サービス		基本料金	1 kW	712.80	712.80	
			電力量 料金	昼間時間	1 kWh	2.21	3.01
				夜間時間	1 kWh	1.82	2.41
	高圧従量接続送電サービス				1 kWh	13.70	14.41
	ピークシフト割引				1 kW	534.60	534.60
特別高圧	特別高圧 標準接続送電 サービス		基本料金	1 kW	510.40	553.30	
			電力量料金	1 kWh	0.77	1.17	
	特別高圧 時間帯別 接続送電 サービス		基本料金	1 kW	510.40	553.30	
			電力量 料金	昼間時間	1 kWh	0.78	1.22
				夜間時間	1 kWh	0.76	1.09
	特別高圧従量接続送電サービス				1 kWh	9.14	10.24
	ピークシフト割引				1 kW	382.80	414.70

- (注) 1 低圧については、最大需要電力に基づき決定する実量契約に加えて、契約主開閉器の容量に基づき契約電力を決定する主開閉器契約の選択も可能となっています。
- 2 従量接続送電サービスは、自己等への電気の供給（自己託送）を希望される場合に適用します。
- 3 ピークシフト割引は、需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力について、1年間を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議が整った場合に適用します。

2. 臨時接続送電サービス

(単位：円)

契約種別			単位	料金単価			
				新単価 (消費税等相当額含む)	旧単価 (消費税等相当額含む)		
低 圧	電灯臨時 定額接続送電 サービス	50VA まで		1 日	3.39	3.59	
		50VA をこえ 100VA まで		1 日	6.79	7.17	
		100VA をこえ 500VA までの場合 100VA までごとに		1 日	6.79	7.17	
		500VA をこえ 1kVA まで		1 日	67.87	71.73	
		1kVA をこえ 3kVA までの場合 1kVA までごとに		1 日	67.87	71.73	
	電灯臨時接続 送電サービス	基本 料金	最初の 6kVA まで	1 契約	電灯標準接続送電 サービス（主開閉 器契約）の料金率 を10%割り増しし たもの	電灯標準接続送電 サービス（主開閉 器契約）の料金率 を10%割り増しし たもの	
			6kVA をこえる 1kVA につき	1 kVA			
		電力量料金		1 kWh			9.70
	動力臨時定額接続送電サービス			1kW1 日	99.69	106.29	
	動力臨時接続 送電サービス	基本料金		1 kW	動力標準接続送電 サービス（主開閉 器契約）の料金率 を20%割り増しし たもの	動力標準接続送電 サービス（主開閉 器契約）の料金率 を20%割り増しし たもの	
		電力量料金		1 kWh	7.16	8.17	
	高 圧	高圧臨時接続 送電サービス	基本料金		1 kW	高圧標準接続送電 サービスの料金率 を20%割り増しし たもの	高圧標準接続送電 サービスの料金率 を20%割り増しし たもの
			電力量料金		1 kWh	2.41	3.28
特別高圧	特別高圧 臨時接続送電 サービス	基本料金		1 kW	特別高圧標準接続 送電サービスの料 金率を20%割り増 ししたものの	特別高圧標準接続 送電サービスの料 金率を20%割り増 ししたものの	
		電力量料金		1 kWh	0.92	1.40	

(注) 契約使用期間が1年未満の場合に適用します。

3. 予備送電サービス

(単位：円)

契約種別		単位	料金単価	
			新単価 (消費税等相当額含む)	旧単価 (消費税等相当額含む)
高圧	予備送電サービスA	1 kW	85.80	85.80
	予備送電サービスB	1 kW	121.00	121.00
特別高圧	予備送電サービスA	1 kW	78.10	83.60
	予備送電サービスB	1 kW	130.90	141.90

(注) 契約者が供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される場合に適用します。

- ・予備送電サービスA：常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合
- ・予備送電サービスB：常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または、常時利用変電所から常時利用と異なった電圧で利用する場合

4. 系統連系受電サービス

(単位：円)

			単位	料金単価	
				新単価 (消費税等相当額含む)	旧単価 (消費税等相当額含む)
基本料金			1 kW	92.73	—
電力量料金			1 kWh	0.25	—
系統設備 効率化割引A	受電電圧が 標準電圧 100,000Vを 超える場合	A-1	1 kW	46.92	—
		A-2	1 kW	7.34	—
		A-3	1 kW	3.66	—
	上記以外	A-1	1 kW	46.92	—
		A-2	1 kW	14.66	—
		A-3	1 kW	7.34	—
系統設備効率化割引B			B-1	1 kW	39.97
			B-2	1 kW	10.40

(注) 1 系統設備効率化割引A(基幹系統設備効率化および送電ロス削減割引)は、連系変電所等が割引対象変電所等の場合に適用します。

2 系統設備効率化割引B(特別高圧系統設備効率化割引)は、連系変電所等が割引対象変電所等の場合に適用します。

以上